第５章　担保権等の措置
　第１節　存続する担保権
　　第１　共同担保関係の消滅
　　全ての存続する担保権の共同担保関係は、更生計画認可決定の時に消滅する。
　　第２　他の担保権から変換された預金等質権にかかる担保権
　　別表13「存続する担保権一覧表（預金等質権）」に記載の担保権は、更生計画認可決定以後も同表の「確定債権額」欄記載の額で存続する。同表記載の担保権は、第３章、第１節、第１の定めに基づき弁済が完了した時に消滅する。
　　第３　所有権留保にかかる担保権
　　１　別表14「存続する担保権一覧表（所有権留保）」に記載の所有権留保にかかる担保権は、更生計画認可決定以後も同表の「確定債権額」欄記載の各額で存続する。
　　２　同表記載の担保権は、第３章、第１節、第２の定めに基づき弁済が完了したときに消滅する。
　　更生会社は、第３章、第１節、第２、２②の方法に基づき金銭による一括弁済が完了したとき、当該担保権の目的物の所有権を取得するものとする。
　　この場合、担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登録の抹消登録手続又は名義変更に必要な一切の書類を管財人に対し交付しなければならない。
　　第４　リースにかかる担保権
　　１　別表15「存続する担保権一覧表（リース）」に記載のリースにかかる担保権は、更生計画認可決定以後も同表の「確定債権額」欄記載の各額で存続する。
　　２　同表記載の担保権は、第３章、第１節、第３の定めに基づき弁済が完了したときに消滅する。
　　更生会社はリース期間が満了するまでリースにかかる担保権の目的物（以下「リース物件」という）の使用を継続することができる。
　　なお、弁済（代物弁済を含む）が完了したときに管財人（更生手続の終結後は更生会社。以下、本項において同じ。）が求めた場合、管財人は、当該担保権者の同意を得て当該リース物件の所有権放棄の手続を受ける。管財人が当該担保権者に対してリース物件の所有権の放棄を求めようとするときは、管財人は書面で当該担保権者に請求することとし、書面の発信から１ヶ月を経過する日までに当該担保権者から不同意の意思表示がなされないときは、当該担保権者は所有権の放棄に同意したものとみなす。リース物件について当該担保権者の所有権の放棄がなされないときは、当該リース物件の所有者は、管財人の請求に従い、その責任と費用負担（リース物件を設置した場所について原状に回復する費用を含む。）において当該リース物件を引き上げなければならない。
　第２節　存続しない担保権
　　別表13ないし別表15に記載されていない一切の担保権（以下「存続しない担保権」という。）は更生計画認可決定の時に消滅する。
　　存続しない担保権にかかる担保権者は、当該担保権設定登録の抹消登録手続または名義変更手続をする。存続しない担保権にかかる担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登録の抹消登録手続又は名義変更に必要な一切の書類を管財人に対し交付しなければならない。
　第３節　登録等の費用
　　本章による登録手続に要する費用は、本更生計画に別段の定めがない限り、更生会社が負担する。
第６章　更生会社の措置
　第１節　株主の権利の変更
　　第１　更生会社による株式の取得
　　更生会社は、後記第２節の定めに基づいて発行される募集株式について出資の履行がされた日に、当該募集株式を除く更生会社の発行済株式全て（但し、更生会社が既に保有している自己株式を除く。）を無償で取得する。
　　第２　発行済株式の償却
　　更生会社は、前項に基づく株式の取得と同時に、その保有する自己株式全て（前項に基づき取得した自己株式を含む８万株）を消却する。
　　第３　資本金の減少
　　更生会社の資本金を次のとおり減少させる。
　　１　減少する資本の額　　4000万円
　　２　効力発生日
　　資本金の額の減少は、後記第２節の定めに基づいて発行される募集株式について出資の履行がされた日に、その効力を生じる。
　第２節　募集株式の発行
　　更生会社は、次のとおり募集株式を引き受ける者の募集を行う。
　　会社法第199条２項に規定する募集事項は、次のとおりとする。
　　募集株式　普通株式
　　募集株式の数　１株
　　募集株式の払込金額　　１株１円
　　募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日　更生計画認可決定から１ヶ月を経過するまでの間。但し、管財人は、合理的な必要がある場合には、裁判所の許可を得て募集株式の払込期間を延長することができる。
　　増加する資本金に関する事項
　　増加する資本金　　１円
　　募集株式の割当を受ける者
　　管財人　腰塚　和男
　第３節　定款の変更
　　更生会社の旧定款を廃止して、新たに別表17「株式会社インターリース定款」のとおり新定款を作成する。但し、管財人は、裁判所の許可を得て、更生会社の定款をさらに変更することができる。
　　なお、定款６条（発行可能株式総数）の変更の効力は、更生計画による募集株式の発行の効力が発生したときに生じる。
　第４節　役員の選任、更生会社の解散等
　　第１　役員の選任
　　次のとおり取締役を選任する。
　　取締役　腰塚　和男（住所千葉県柏市高田224番地）
　　第２　更生会社の解散等
　　１　更生会社の解散
　　更生会社は、更生計画認可決定確定の時に解散する。
　　２　清算人の選任
　　次のとおり清算人を選任する。
　　清算人　腰塚　和男（住所千葉県柏市高田224番地）
　　３　清算人の任期は、更生会社について清算が結了し清算結了の登記が完了する時までとする。
　　管財人は、必要のある時はいつでも、裁判所の許可を得て、清算人を、増員、解任又は補充することができる。
　　増員又は補充された清算人の任期も、更生会社について清算が結了し清算結了の登記が完了する時までとする。
第７章　弁済資金の調達方法等
　第１節　弁済資金の調達方法
　　更生担保権、優先的更生債権及び一般更生債権の弁済資金は、営業収益金、事業の譲渡代金などにより調達する。
　第２節　予想超過収益金の使途
　　予想を超過する収益金が生じた場合には、更生計画の遂行に必要な費用並びに更生会社の運営及び清算手続に必要な運転資金に充当し、更に、余剰のある場合は、当該余剰金の金額を弁済資金として、追加弁済を行う。
第８章　共益債権とその弁済方法
　更生手続開始日から基準日（平成21年11月30日）までに支払った共益債権は、総額約76,923千円である（別表６）。
　基準日における未払共益債権は、約金10,906千円である（別表６）。
　前記未払共益債権及び平成21年12月１日以後更生手続終結までの間に生ずる共益債権は、営業収益金その他をもって随時支払う。